

随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名：一級河川 安治川（旧淀川）安治川水門左岸防塵スクリーン外修繕工事

安治川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

現在、施設の主要設備である（左岸）防塵スクリーンの作動油に水分が混入していることが判明しており、これにより、当該設備自体の作動、ひいては水門の閉鎖に影響を及ぼす可能性がある。そのため、上述の不具合を解消すべく、劣化した作動油の交換を実施するものである。

なお、本工事の履行にあたっては、津波等の有事の場合においても、当該設備が作動することが求められる。しかし、本工事履行中は、当該設備を電動並びに手動操作で作動させることができない。そのため、水門の動きに連動して当該設備が作動する仮設物を設置するなど、当該設備だけでなく、施設全体の動き、その機能および構造に熟知していることや施設全体の詳細な設計資料等の技術情報を有していることが必要となる。

以上のことから、本工事を実施できるのは施設内の設備全体の設計等を行った日立造船株式会社以外にいないことから、大阪府財務規則第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積書の徴取を省略するものとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。